

平成28年第2回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成28年6月8日 午前9時30分開議

議長	定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る3日に開会されました第2回定例会も本日最終日となりました。 連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「議案第55号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
々	これより討論を行います。
々	ここで、反対討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。 はい、1番山口議員。
1番 山口議員	私はこの「議案第55号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、反対の立場で討論を致します。 昨日の一般質問で、町長は国保の保険税は高いとの認識を示されました。国や県においても同様に国保保険税は高いとの認識が表明をされています。もちろん直接の当事者である町民は高すぎる保険税が生活を圧迫していると思鳴にも似た声を上げています。にも関わらず、なぜ保険税は引き下げにならないのか。なぜ引き下げられないのか。なぜ引き下げを検討しないのか、今こそ町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。昨日の一般質問で、国保の保有金額は27年度末で3,100万円との回答がありました。この貯め込み額は島根県の他の自治体と比較した場合、私の手元の26年度末の他の自治体のデータとの比較ですが、たいへん多い貯め込み金となっています。また高すぎる国保税の負担軽減のための政府の支援金の交付があります。この支援金が一般会計や貯め込み金に回さないで、当然、保険税の引き下げに充てるべきと考えます。国民健康保険は憲法25条に基づく社会制度であり社会補償制度であり、自営業者や年金生活者非正規労働者や失業されている方が加入する国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保は国民の命と健康を守るものでなければなりません。しかし

1 番
山口議員

保険税は年間所得 200 万円台で 20 万を超えるなど異状に高騰しており、健康を守るどころか、逆に町民の生活を苦しめるものとなっています。もともと国保の財政難と国保税の高騰を招いた原因は、国庫負担の引き下げにあります。すなわち国の負担割合を減らす補助金を削減する算出方法を解約する応益割を増やすなど実施されてきました。歴史的に見ると昭和 59 年の国保の解約を皮切りに、国保に対する国の責任を後退させ国庫負担率が引き下げられてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出割合は、昭和 59 年度の 49.8% だったものが、平成 22 年度には 25.6% と半減しました。現在、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退をさせ逆に重い負担や過酷な滞納取り立てで、住民の生活と健康・命まで脅かすという本末転倒の事態が広がっています。国保の危機的情報を打開するため抜本的な制度改革が必要と考えます。今回の条例改正は、国保施行令の改正に伴うものでありますが、保険税の課税限度額 54 万円に 2 万円引き上げるものです。国保は国民の命・健康を守る社会補償の制度であり、地方自治体が住民負担の軽減に努力する事は制度の趣旨に叶ったものです。今回、厚労省は低所得者層、中間層に配慮したものと説明をして、本定例会の説明でも所得の高い方は保険料が上がる一方、一定以下の所得の方は所得割が下がる事で保険税の軽減効果が得られるという趣旨の説明がありました。しかし被保険者間で負担のやり取りをする事で負担増を回避しようとする、こういう国の方針は抜本的な改革を先送りするだけでなく。

議 長

山口議員、ちょっとお待ち下さい。
今、言っておられる事は、専決の方の討論になっております。
だから、今、言っておられる事が「議案第 55 号」とは離れていますので、「55 号」に戻して反対の立場で討論をお願い致します。
(「はい」の声あり)

1 番
山口議員

という事ですね、この条例改正にあわせて本町が限度額を引き上げていくという事は、この政策に手を貸す事になりますので、私は反対という事で反対の討論という事でさせていただきますと思います。

議 長

ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 55 号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。

- 議 長 よって、「議案第55号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第2、「議案第56号、平成28年度川本町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第56号、平成28年度川本町一般会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第56号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第3、「議案第57号、平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第57号、平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第57号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第4、「議案第58号、平成28年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第58号、平成28年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第58号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第5、「議案第59号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第59号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第59号」は原案のとおり「承認」されました。

々 次に、日程第6、「議案第60号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。

々 ここで、反対討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。
1番山口議員。

1番 山口議員 「議案第60号」に対する反対の立場で討論致します。国保税に関する条例改正は専決処分ではなく、第1回定例会3月議会への提案すべき内容と考えます。町民の生活と健康に大きな影響を及ぼす国保税の変更値上げは、十分な議論と合意形成を図る事が重要です。また町の条例に関わる事ですから、国の言いなりになるのではなく、町民にとって良い選択をすべきと考えます。また専決処分での対応は町民への速やかな情報提供という意味でも適切ではないと思われま。ちなみに他の町議会では3月の議会で討論が行われているところもございます。従って、本件の専決処分は条例改正の進め方においても町民への負担を強いる内容においても極めて問題があり反対という事で討論とします。

議 長 ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。

議 長

6 番飯田議員。

6 番
飯田議員

「議案第 6 0 号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」、賛成の立場から討論を行います。本条例の改正の専決処分については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日に交付された事に伴い、川本町健康保険税条例の一部を改正する必要から、3 月 3 1 日に専決処分をされたものでございます。国民健康保険税の賦課基準日は 4 月 1 日であり、平成 2 8 年 3 月 3 1 日に軽減判定基準の改正を専決処分しなければ、平成 2 8 年度から保険税の軽減を受けられない低所得者層及び中間所得者層の世帯が発生する事となります。よって本条例の専決処分については、妥当な処分と考えます。以上です。

議 長

他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第 6 0 号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「多数」であります。

々

よって「議案第 6 0 号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、日程第 7、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しておりますとおり、会議規則第 7 4 条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。

々

次に、日程第 8、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。

お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
々	日程第9、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
番外 三宅町長	<p>平成28年第2回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、去る6月3日から本日までの間、終始、熱心にご審議いただきまして、上程いたしました全議案、全て議決賜りましたこと心から感謝申し上げます。また一般質問、全員協議会等で賜りましたご意見につきましては、更に検討を加え今後の町政執行に生かして参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今定例会では、昨年に引き続き国保税の税率を3%引き上げさせていただく事とし、一般会計から法定外繰入16,940,000円を投入して国保会計の維持にあたっていく訳でございます。これは様々な議論を呼ぶところではないかと思っておりますが、町民生活を考えた中での数字であります。国保の運営につきましては、平成30年度から島根県に移行する事で準備が進められているところであります。先ずはこれからも町民の皆様への保健予防・介護予防に力を入れ、健康な町づくりに努めて参ります。</p> <p>最後に、これから夏に向かって様々な事業等が展開をされて参ります。議員各位におかれましては体調管理にはくれぐれもご留意いただき、今後の町政発展のため、更なるご活躍ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	以上で、「町長あいさつ」を終わります。
々	<p>以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。</p> <p>長時間にわたり慎重審議を賜り誠にありがとうございました。</p>
々	<p>これをもって、平成28年第2回川本町議会定例会を閉会致します。</p> <p>お疲れ様でした。 (午前 9時50分)</p>

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員